

児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか？

受給者のみなさまへ児童手当を受けるための現況届を提出するようお知らせ（6月1日付）していますが、提出はお済みでしょうか？

まだ提出されていない方は、速やかに下記必要書類をご用意のうえ受付窓口へ提出されますようお願いいたします。

提出されないと6月以降分の児童手当が受けられませんのでご注意ください。

なお、平成26年1月2日以降に日高町へ転入された方は、平成25年中の所得と平成26年の課税状況がわかるもの（所得・課税証明書）が必要となりますので、平成26年1月1日に住民登録のあった市町村から取り寄せ、併せて提出してください。

○ 必要書類と申請窓口

「児童手当・特例給付現況届」に必要事項を記入・押印のうえ、請求者とお子様の保険証の写し（国民健康保険の方は不要）を持参し、次のいずれかの窓口にて申請願います。

- ① 役場保健福祉課 ② 水・くらしサービスセンター ③ 厚賀出張所 ④ 日高総合支所地域住民課

○ 支給月額と所得制限額

年齢	支給月額（児童1人あたり）
0～3歳（3歳になる誕生日まで）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子）	15,000円
中学生	10,000円

※所得制限額以上の方（特例給付受給者）の支給月額は、児童1人につき一律5,000円となります。

所得制限限度額【平成25年中の所得】

扶養親族人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」または、確定申告書の「所得金額」欄の「合計」から所得税法に規定する雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除、特別障害者控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、特別寡婦控除、勤労学生控除、老人扶養親族控除、社会保険料相当額を差し引いた金額のことで。

気象台からの防災メモ ～台風～

台風によって引き起こされる災害は、暴風、大雨、高潮、高波などの現象が単独で起こるだけではなく、多くの場合、複合して発生し大きな被害をもたらします。

台風の接近が予想されるときは、増水した河川、がけ崩れの危険のある場所、高波が打ち寄せる海岸など、危険な場所には絶対近づかないようにするとともに、暴風による飛散物や倒木などにも警戒してください。また、避難場所の確認、非常食や飲料水などの準備も重要です。



【お問い合わせ】室蘭地方気象台 TEL 0143-22-4249

国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税(国保税)を改正します。

●国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産、加入者数などを基に算出します。



●改正の概要

今回の改正の要点は「基礎課税額の限度額の引き上げ」と「軽減制度の対象者の拡大」の2点です。

① 基礎課税額の限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、介護給付金分と後期高齢者支援金分の限度額をそれぞれ2万円、合計で4万円引き上げました。

区分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎(医療)分	51万円	51万円	据え置き
介護給付金分	12万円	14万円	2万円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円	2万円
合計限度額	77万円	81万円	4万円

② 軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	33万円(据え置き)
5割軽減	33万円+24万5千円 ×(被保険者数-世帯主)	33万円+24万5千円 ×被保険者数
2割軽減	33万円+35万円×被保険者数	33万円+45万円×被保険者数

●納税通知書の発送

平成26年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に発送予定です。

【お問い合わせ先】

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001